

次に掲げる訓令の受命先中「労働委員会事務局」とあるのは、「労働委員会事務局 収用委員会事務局」と読み替えるものとする。

平成 18 年 4 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- (1) 職員のサービスの宣誓に関する規程（昭和 26 年岩手県訓令乙第 6 号）
- (2) 職員被服貸与規程（昭和 33 年岩手県訓令第 42 号）
- (3) 日額旅費支給規程（昭和 37 年岩手県訓令第 30 号）
- (4) 職員の勤務時間に関する規程（昭和 38 年岩手県訓令第 6 号）
- (5) 職員服務規程（昭和 40 年岩手県訓令第 24 号）
- (6) 職員安全衛生管理規程（昭和 41 年岩手県訓令第 3 号）
- (7) 職員賠償責任等審査委員会規程（昭和 44 年岩手県訓令第 21 号）
- (8) 公用車運行管理規程（昭和 44 年岩手県訓令第 22 号）
- (9) 職員の職務発明等に関する規程（昭和 53 年岩手県訓令第 18 号）
- (10) 岩手県職員研修規程（平成 15 年岩手県訓令第 24 号）